

令和 6 年度

年 報

朝日町教育文化施設
(朝日町歴史博物館・あさひライブラリー)

はじめに

朝日町教育文化施設は、朝日町の歴史・文化等の情報発信の場として、また生涯学習の拠点として活動してきました。

博物館では町制 70 周年記念企画展「朝日小学校開校 150 年 まなびのはじまり展」を開催し、多くの方々にご来館いただきました。

また、文化教養講座を開催するとともに図書館との共催事業として子ども体験教室「KIDS EXPO^{キッズ エキスポ}」を実施しました。

一方、図書館では、恒例の「手作り絵本教室」や「映画会」、「ぬいぐるみおとまり会」などの事業を実施するとともに、子どもの読書活動支援事業として聞かせ屋。けいたろう&川之上健 コラボイベント「絵本 de クリスマスパティー」を開催しました。こちらも多くの方々にご参加いただきました。

加えて今年度もボランティア活動として「ぽかぽか絵本」による読み聞かせ、「フォンターナ」によるストーリーテリングを実施いただき、図書館運営の重要な役割を担っていただきました。

今後も当館におきましては、地域住民の皆さまに喜んでいただける事業を実施し、身近な博物館・図書館としてさらに親しんでいただけるよう施設運営を行っていきたいと考えております。

令和 8 年 2 月

朝日町教育文化施設館長

目 次

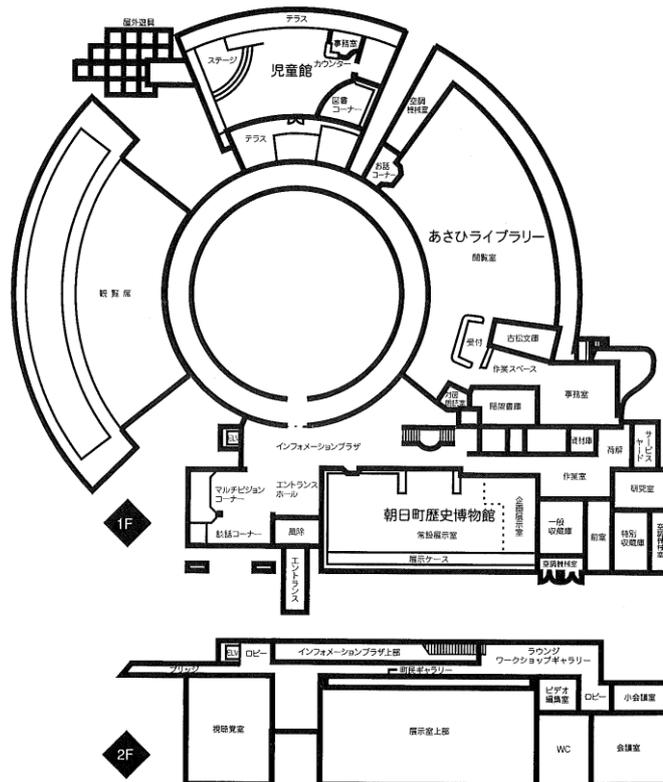
はじめに	1
I 施設の概要	3
II 朝日町歴史博物館	4
(1) 事業概要	
1. 常設展示 2. 文化教養講座（講演会） 3. 企画展 4. 古文書学習会	
5. 子ども体験教室 6. 俳句作品展 7. 刊行物	
(2) 資料の収集と保存	
1. 寄贈資料 2. 寄託資料 3. 寄贈図書 4. 収蔵資料の貸出	
III 文化財保護事業	15
(1) 埋蔵文化財	
1. 埋蔵文化財の保護	
IV あさひライブラリー	16
(1) 事業概要	
1. 手作り絵本教室 2. 子ども体験教室 3. 映画会 4. おはなし会	
5. ストーリーテリング 6. こどもの読書週間 7. 読書週間	
8. 夏休み宿題サポートコーナー 9. 図書・雑誌リサイクル会	
10. むいぐるみおとまり会 11. こどもの読書活動支援事業	
(2) 受け入れ概要	
1. 職場体験 2. 施設見学 3. キャリア学習講演会 4. 図書館ボランティア	
(3) 利用状況	
V 諸統計	25
(1) 施設利用状況	
(2) 日誌抄	
VI 運営協議会	26
VII 関係法規	27

I 施設の概要

構造	鉄筋コンクリート一部鉄骨造
敷地面積	13,700 m ²
延床面積	教育文化施設 1,917 m ²
	1 F 1,478 m ²
	博物館展示室 (274 m ²)
	図書館閲覧室 (418 m ²)
	事務室 (93 m ²)、収蔵庫 (86 m ²)
	マルチビジョンコーナー、談話コーナー
	閉架書庫、研究室、荷解作業室
	2 F 439 m ²
	視聴覚室 (88 m ²)、会議室 (71 m ²)
	小会議室、ワークショップギャラリー
	町民ギャラリー
児童館	247 m ²
	1 F 196 m ²
	2 F 51 m ²

施設概要

電気：受変電設備／三相3線 6.6kv、設備容量 300kVA 他
 給排水：給水／直圧式 排水／屋内分流、直接放流
 空調：空冷ヒートポンプチラー236kw×1台
 空冷チラー5RT×1台 (収蔵庫)
 単一ダクト＋ファンコイルユニット、空冷ヒートパッケージ方式、中央監視制御設備



II 朝日町歴史博物館

(1) 事業概要

1. 常設展示

当館では、朝日町が辿ってきた歴史の「道」をテーマに、各時代の朝日町の様子を中央屋台に展示解説し、展示室側面には「繩生廃寺三重塔模型」を中心に「繩生廃寺」の展示を行い、展示室を構成しています。また、展示室壁面ケースには、朝日町ゆかりの文化人として「橋守部」「森有節」「栗田真秀」「水谷立仙」「中村古松」を取り上げ、毎月展示替を行っています。

月	常設展示品および企画展	
4	栗田真秀	<ul style="list-style-type: none"> ・栗田真秀画「雛之図」 ・栗田真秀画「燕図」 ・栗田真秀画「松と鶴図」
	萬古焼 ～やきもの の写し～	<ul style="list-style-type: none"> ・栗田真秀画「田家早梅図」 ・栗田真秀画「ふきのとう図」 ・有節萬古 松文瓶掛 ・有節萬古 色絵オランダ写花瓶 ・有節萬古 織部写花文小皿 ・『交趾香合図』 ・有節萬古 交趾写笠牛香合 ・有節萬古 交趾写狸香合
	萬古焼	<ul style="list-style-type: none"> ・有節萬古 赤絵山水文菓子器 ・有節萬古 色絵花鳥文皿 ・有節萬古 色絵草花文水注
5	栗田真秀	<ul style="list-style-type: none"> ・栗田真秀画「藤花図」下絵 ・栗田真秀画「吉野桜花之図」 ・小皿
	萬古焼	<ul style="list-style-type: none"> ・栗田真秀先生五五記念画会票 ・真秀五五記念画会 記念御猪口 ・栗田真秀画「高御座」下絵 ・有節萬古 赤絵山水文菓子器 ・有節萬古 色絵花鳥文皿 ・有節萬古 色絵草花文水注
6	栗田真秀	<ul style="list-style-type: none"> ・栗田真秀画「藤花図」下絵 ・栗田真秀画「吉野桜花之図」 ・小皿
	萬古焼	<ul style="list-style-type: none"> ・栗田真秀先生五五記念画会票 ・真秀五五記念画会 記念御猪口 ・栗田真秀画「高御座」下絵 ・有節萬古 腥臙脂釉輪花鉢 ・有節萬古 赤絵香炉 ・有節萬古 青磁花瓶
7	有節萬古の 技術	<ul style="list-style-type: none"> ・【町指定有形文化財】初代森有節自刻像 ・帆山唯念画「初代森有節像」 ・帆山唯念画「春草花画」 ・有節萬古 急須木型 ・有節萬古 赤絵山水文急須 ・【県指定有形文化財】有節萬古 腥臙脂釉御神酒器 ・1878 年万国博覧会賞状（フランス語／日本語）
	萬古焼	<ul style="list-style-type: none"> ・帆山唯念・森有節作「煙草盆」 ・絵付手本／絵付下図 ・有節萬古 木型造桜花紅葉文急須 ・有節萬古 赤絵窓山水花鳥文菓子器 ・有節萬古 腥臙脂釉輪花鉢 ・有節萬古 赤絵香炉 ・有節萬古 青磁花瓶
8	有節萬古の 技術	<ul style="list-style-type: none"> ・【町指定有形文化財】初代森有節自刻像 ・帆山唯念画「初代森有節像」 ・帆山唯念画「春草花画」 ・有節萬古 急須木型 ・有節萬古 赤絵山水文急須 ・有節萬古 腥臙脂釉菓子器 ・1878 年万国博覧会賞状（フランス語／日本語）
	萬古焼	<ul style="list-style-type: none"> ・帆山唯念・森有節作「煙草盆」 ・絵付手本／絵付下図 ・有節萬古 木型造桜花紅葉文急須 ・有節萬古 赤絵窓山水花鳥文菓子器 ・有節萬古 腥臙脂釉鳳凰文蓋物 ・有節萬古 紅葉文食籠 ・有節萬古 青磁卍文蓋物 ・有節萬古 刷毛目水指

月	常設展示品および企画展	
9	博物館で楽しむ秋	<ul style="list-style-type: none"> 栗田真秀画「四季耕作図」 栗田真秀画「月に雁図」 栗田真秀画「古狸観月図」 橘道守筆「あかつきも」詠草 栗田真秀画「焚楓葉温酒之図」 賀茂真淵筆「秋神祇」詠草 有節萬古 色絵秋草文振出 有節萬古 松耳付香炉
	萬古焼	<ul style="list-style-type: none"> 有節萬古 紅葉文食籠 有節萬古 刷毛目水指 有節萬古 青磁卍文蓋物
10	博物館で楽しむ秋	<ul style="list-style-type: none"> 栗田真秀画「四季耕作図」 栗田真秀画「月に雁図」 栗田真秀画「古狸観月図」 橘道守筆「あかつきも」詠草 栗田真秀画「焚楓葉温酒之図」 賀茂真淵筆「秋神祇」詠草 有節萬古 色絵秋草文振出 有節萬古 松耳付香炉
	萬古焼	<ul style="list-style-type: none"> 古萬古 鉄絵鯨文茶碗 有節萬古 菊花文急須 有節萬古 赤絵楓巾筒
11	町制 70 周年記念企画展「朝日小学校開校 150 年 まなびのはじまり展」 会期：11 月 2 日～12 月 1 日	
12	水谷立仙	<ul style="list-style-type: none"> 水谷立仙画「心図」 水谷立仙画「福祿寿」 水谷立仙画「親鸞上人日野家宿泊之図」 水谷立仙画「聖観音図」 水谷立仙画「寒念仏図」 水谷立仙画「鍾馗図」
	栗田真秀	<ul style="list-style-type: none"> 栗田真秀画「海と月図」 栗田真秀画「後醍醐帝御避難之図」 栗田真秀画「社頭杉絵」 栗田真秀画「蛇に宝珠」 栗田真秀画「韓信股くぐり図」
	萬古焼	<ul style="list-style-type: none"> 古萬古 鉄絵鯨文茶碗 有節萬古 赤絵楓巾筒 有節萬古 菊花文急須
1	新春！縁起がいいもの大集合	<ul style="list-style-type: none"> 栗田真秀筆 年賀状 水谷立仙画「大黒と恵比寿図」 栗田真秀画「富士に松図」 水谷立仙画「松日の出図」 水谷立仙画「鶴図」 天神萬古 七福神煎茶器 栗田真秀画「寿老人」 栗田真秀画「夫婦岩図」 中村左洲画「海老」 有節萬古 亀香合
	萬古焼	<ul style="list-style-type: none"> 古萬古 赤向皿 有節萬古 松竹梅文重箱 有節萬古 桃形香合
2	新春！縁起がいいもの大集合	<ul style="list-style-type: none"> 栗田真秀筆 年賀状 水谷立仙画「大黒と恵比寿図」 栗田真秀画「富士に松図」 水谷立仙画「松日の出図」 水谷立仙画「鶴図」 天神萬古 七福神煎茶器 栗田真秀画「寿老人」 栗田真秀画「夫婦岩図」 中村左洲画「海老」 有節萬古 亀香合
	萬古焼	<ul style="list-style-type: none"> 古萬古 赤絵草花文振出 有節萬古 雪輪赤絵菓子器 有節萬古 青磁窓絵急須
3	中村古松	<ul style="list-style-type: none"> 『松の葉』 立机許可証 中村古松筆短冊 伊藤其風筆短冊 高橋其光筆短冊 川口仙秋筆短冊 文台譲り証 知十の文台 岡野知十筆短冊 大島宝水筆短冊
	萬古焼	<ul style="list-style-type: none"> 古萬古 赤絵草花文振出 有節萬古 雪輪赤絵菓子器 有節萬古 青磁窓絵急須

2. 文化教養講座（講演会）

博物館事業の一環として、文化教養講座と題して講演会を行っています。今年度は「戦国時代と宗教」をテーマとして、講演会方式の講座を3回企画しましたが、台風と大雪の影響により1回の実施にとどまりました。



◇第1回

日 時：令和6年8月31日（土）14:00～15:30
講 師：岩永 紘和 氏（大手前大学史学研究所）
演 題：「戦国大名の外交と寺院ネットワーク」
参加人数：台風の影響により中止

◇第2回

日 時：令和6年12月7日（土）14:00～15:30
講 師：桐田 貴史 氏（石水博物館）
演 題：「戦国時代の神社とランカーレベルアップを目指す村と武士」
参加人数：43人

◇第3回

日 時：令和7年2月8日（土）14:00～15:30
講 師：太田 光俊 氏（三重県総合博物館）
演 題：「一向一揆と三重県の戦国仏教」
参加人数：大雪の影響により中止



第2回文化教養講座の様子

3. 企画展

◇町制 70 周年記念企画展「朝日小学校開校 150 年 まなびのはじまり展」

開催趣旨

朝日町内に所在する朝日小学校は、令和 6 年（2024）に開校 150 年を迎えました。その前身は明治 7 年（1874）の縄生学校の創立まで遡ります。しかしながら、朝日町内ではすでにその萌芽として、江戸時代中期の天明期には苗代神社の神官が寺子屋を開設していたことや桑名藩による藩校の設置などにみることが出来ます。

明治以降は、明治 5 年の学制の発布により近代の学校教育制度がととのえられ、朝日町内ではその後縄生学校、柿向学校が置かれて朝日尋常小学校などを経て、現在の朝日小学校にいたります。その中で、朝日小学校は地元の学び舎として多くの住民の教育に重要な役割を果たすとともに、円形校舎といった他では例をみないデザインの校舎を採用するといった、朝日町の歴史においても特筆すべきものがあります。

本展では朝日小学校の歴史とともに、前近代における日本の教育の流れを含め関連資料を展示解説し、日本の教育史と郷土の学校教育、また思い出の学び舎として改めて再認識する機会として実施しました。



会 期：令和 6 年 11 月 2 日（土）～12 月 1 日（日）（30 日間）
入 館 料：無料
主 催：朝日町歴史博物館
刊 行 物：ポスター、チラシ、図録
入館者数：1,494 人



展示室入口の様子



展示室の様子

4. 古文書学習会（初級編）

「古文書に親しみたい」「古文書を少しでも読めるようになりたい」という方を対象に学習会を開催しました。

	開催日	参加人数
第1回	5月14日(火)	19人
第2回	7月9日(火)	22人
第3回	令和6年 8月13日(火)	17人
第4回	10月8日(火)	19人
第5回	11月19日(火)	18人
第6回	令和7年 1月14日(火)	18人
第7回	3月4日(火)	12人

※時間は全て14:00～15:30 場所：視聴覚室

5. 子ども体験教室「KIDS EXPO（子ども博覧会）」

博物館・図書館の共催事業としてアイヌ民族とインドの文化を体験する「KIDS EXPO（子ども博覧会）」を開催しました。道具や図書の展示、民族衣装の試着、図書館司書によるブックトークなどを行い、他文化への興味を喚起しました。

対象：小学生

日時：令和6年7月21日（日）

1部 10:00～11:10

2部 14:00～15:10

場所：視聴覚室

参加者：17名

1部 9名（子ども5名、大人4名）

2部 8名（子ども5名、大人3名）



教室の様子

6. 俳句作品展「未来の俳人たち」

朝日中学校3年生・小学校6年生の俳句作品の展示を教育文化施設のインフォメーションプラザで行いました。

◇朝日中学校3年生—128人 期 間：令和6年7月3日(水)～7月30日(火)

◇朝日小学校6年生—127人 期 間：令和7年2月1日(土)～2月27日(木)



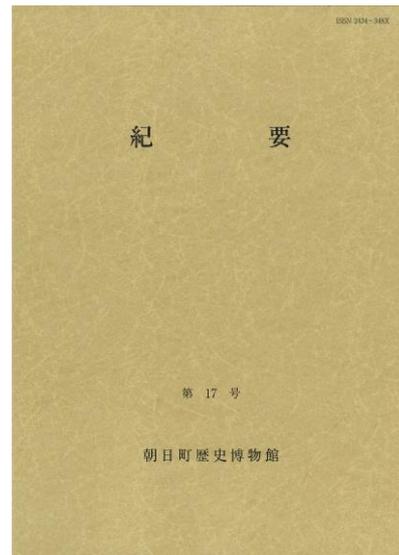
朝日中学校3年生



朝日小学校6年生

7. 刊行物

博物館における研究活動の一環として、収蔵資料である有節萬古使用型資料の整理を行い、『紀要 第17号』として刊行しました。



『紀要 第17号』

(2) 資料の収集と保存

1. 寄贈資料

資 料 名	点 数
伊藤其風肖像等写真	1
伊藤其風関係写真	1 括
大正二年新式当用日記	1
原稿用紙 (未使用)	1
集合写真	1
賞状	1
善行証書	1
修身書賞与状	1
朝日尋常高等小学校卒業証書	1
朝日尋常高等小学校卒業証書	1
朝日小学校 校章	2

2. 寄託資料

資 料 名	員 数
小向地区区有文書	1 括

3. 寄贈図書

【県内】

書 名	発行 ・ 編集
2023 年度伊賀市文化財年報 20	伊賀市教育委員会
名勝 旧諸戸氏庭園 保存活用計画	桑名市
桑名市博物館紀要 第 18 号	桑名市博物館
特別企画展 生誕百年 小林研三 モンペエ会と桑名のアートシーン	桑名市博物館
収蔵品図録 第 2 集	桑名市立文化美術館
津藩校有造館と斎藤拙堂	公益財団法人 石水博物館
令和 6 年度企画展 読み継がれる日本書紀展	皇學館大学 佐川記念神道博物館
斎宮歴史博物館 研究紀要三十三	斎宮歴史博物館
斎宮歴史博物館 研究紀要三十四	斎宮歴史博物館
斎宮跡発掘調査報告Ⅳ 西加座南区画の調査 遺構編	斎宮歴史博物館
斎宮ガイドブック	斎宮歴史博物館

書 名	発行 ・ 編集
齋宮歴史博物館 開館 35 周年記念特別企画展 中世の齋宮とその時代背景—転換期を生きた齋王たち—	齋宮歴史博物館
史跡齋宮跡 第 188 次発掘調査報告	齋宮歴史博物館
史跡齋宮跡 令和 4 年度発掘調査概報	齋宮歴史博物館
令和 6 年度佐佐木信綱記念館特別展図録 信綱を彩った画家たち	佐佐木信綱記念館
和歌山県白浜町 令和 5 年度白浜町埋蔵文化財調査年報	白浜町教育委員会
神宮美術館開館 30 周年・第 70 回日本伝統工芸展記念 特別展 式年遷宮と日本伝統工芸—不変のフォーラムと古からのアート—	神宮美術館
伊勢国府跡 26	鈴鹿市
十宮古里遺跡（第 7 次）発掘調査報告書—宅地造成工事に伴う記録保存調査—	鈴鹿市
鈴鹿市考古博物館年報第 25 号 令和 4 年度版	鈴鹿市考古博物館
特別展 ちいさな古墳のかわいい埴輪たち	鈴鹿市考古博物館
津市文化財年報 18—令和 4 年度—	津市教育委員会
津市文化財年報 19—令和 5 年度—	津市教育委員会
鳥羽水族館年報 No. 20	鳥羽水族館
TOBA SUPER AQUARIUM No. 85 SUMMER 2024	鳥羽水族館
TOBA SUPER AQUARIUM No. 86 WINTER 2024	鳥羽水族館
藤原岳自然科学館 館報 藤原岳 第 46 巻 令和 5 (2023) 年度号	藤原岳自然科学館
開館 30 周年・松阪市制 20 周年 記念特別展 武四郎と龍馬	松浦武四郎記念館
開館 30 周年記念誌 松浦武四郎記念館 30 年のあゆみ	松浦武四郎記念館
郷土資料室所蔵文書目録 第十二集 家別文書十一 松阪市殿町 久留家史料目録（二）	松阪市産業文化部文化課 郷土資料室
三重の古文化 109	三重郷土会
三重県史研究第 40 号	三重県
川越町文化財調査報告書 4 川越町所蔵 後藤家文書目録	三重県川越町教育委員会
熊野参詣道伊勢路調査報告書Ⅱ（大紀町～尾鷲市）	三重県教育委員会
特別天然記念物カモシカ—保護と対策—（鈴鹿山地・紀伊山地）改訂版	三重県教育委員会
三重県の文化財保護 令和 5 年度	三重県教育委員会
令和 4 年度 国・県指定無形民俗文化財現状調査報告	三重県教育委員会
開館 10 周年記念・第 36 回企画展「パール 海の宝石、神秘の輝き」	三重県総合博物館

書名	発行・編集
開館 10 周年記念・第 37 回企画展「標本 あつめる・のこす・しらべる・つたえる」	三重県総合博物館
開館 10 周年記念・第 38 回企画展 刀剣 三重の刀とその刀工	三重県総合博物館
三重県総合博物館研究紀要No.10	三重県総合博物館
三重県総合博物館資料叢書No.10	三重県総合博物館
三重県総合博物館 年報 通巻 10 号 (令和 5 年度)	三重県総合博物館
明和町文化財年報—令和 4 年度—	三重県多気郡明和町
三重県博物館協会 50 周年記念誌	三重県博物館協会
研究紀要第 28 号	三重県埋蔵文化財センター
研究紀要第 29 号	三重県埋蔵文化財センター
令和 5 年度三重県埋蔵文化財年報	三重県埋蔵文化財センター
三重県埋蔵文化財調査報告 423 一般国道 42 号新宮紀宝道路建設事業 鶴殿西遺跡 (第 1～5・7～10 次) 発掘調査報告書～三重県南牟婁郡紀宝町～	三重県埋蔵文化財センター
三重県埋蔵文化財調査報告 424 中館遺跡発掘調査報告 ～伊勢市本町・一志町・八日市場町～	三重県埋蔵文化財センター
三重県埋蔵文化財調査報告 425 薦生遺跡 (第 1・2 次) 発掘調査報告～名張市薦生～	三重県埋蔵文化財センター
特別展示 矢守一声	三重県立美術館
日根野作三	三重県立美術館
藤島武二没 80 年 鹿子木孟郎生誕 150 年 洋画の青春—明治期・三重の若き画家たち—	三重県立美術館
三重大史学 第 24 号	三重大学人文学部 考古学・日本史・東洋史研究室
三重県多気郡明和町 露越遺跡第 16 次、17 次発掘調査概要	明和町
三重県多気郡明和町斎宮跡埋蔵文化財調査報告 40 史跡斎宮跡 令和 4 年度現状変更緊急発掘調査報告	明和町
四日市市指定有形文化財 (建造物) 旧四郷村役場修理工事報告書	四日市市
四日市市埋蔵文化財発掘調査報告書 60 貝野遺跡 2・3・5・6・7	四日市市

【県外】

書 名	発行 ・ 編集
あいち朝日遺跡ミュージアム年報 4—2023 年度— 博物館学芸員課程 年報第 29 号	あいち朝日遺跡ミュージアム 愛知大学
開校 150 周年！池田の小学校	池田市立歴史民俗資料館
伊勢崎駅周辺第二土地区画整理事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書 喜多町遺跡 5	伊勢崎市教育委員会
市道（境）115 号線道路整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書 下武士・宮谷戸遺跡	伊勢崎市教育委員会
令和 3 年度市内遺跡確認調査報告書	伊勢崎市教育委員会
一宮市埋蔵文化財調査報告書Ⅶ 愛知県一宮市 林野鷲宮遺跡発掘調査報告書—物流施設工事に伴う発掘調査報告書—	一宮市
2024 年度企画展「くらしの道具」展示解説書	一宮市博物館
二子山古墳フォーラム記録集 宇治二子山古墳と大王の時代	宇治市
宇治市埋蔵文化財発掘調査報告書第 89 集 池山古墳発掘調査報告書	宇治市教育委員会
宇治市埋蔵文化財発掘調査報告書 第 93 集 宇治市街遺跡（川西地区）発掘調査報告書	宇治市教育委員会
宇治市埋蔵文化財発掘調査報告書 第 94 集 神楽田遺跡発掘調査報告書	宇治市教育委員会
宇治市埋蔵文化財発掘調査報告書 第 95 集 宇治市街遺跡（川西地区）発掘調査報告書	宇治市教育委員会
大洗町幕末と明治の博物館報	大洗町幕末と明治の博物館
香芝市二上山博物館開館 25 周年記念かしばの文化財 香芝悠久の歴史～発見・発掘、そして感動～	香芝市教育委員会
香芝市文化財調査報告書第 19 集 二上山麓・サカイ遺跡—第 3 次発掘調査—	香芝市教育委員会
香芝市文化財調査報告書第 20 集 畑（岡）遺跡第 1 次発掘調査—二上山麓における山城跡の調査—	香芝市教育委員会
香芝市文化財調査報告書第 22 集 瓦口森田遺跡—令和 5 年度発掘調査—	香芝市教育委員会
令和 5 年度特別展 古代交通の要衝—二上山の諸峠を越えて—	香芝市二上山博物館
令和 6 年度特別展 安川亀太郎翁没後 100 年顕彰 金剛砂王 安川亀太郎の功績—金剛砂産業の近代化への歩み—	香芝市二上山博物館
令和 6 年度冬季スポット展 石器のふるさと—二上山北麓遺跡群とその周辺の遺跡—	香芝市二上山博物館

書 名	発行 ・ 編集
春日井市遺跡発掘調査報告 第22集 大留荒子古墳 —大留荒子古墳 発掘調査報告書—	春日井市教育委員会
令和5年度 市内史跡整備概要報告書	春日井市教育委員会
ふりかえれば未来 第12回 日本の祭シンポジウム 報告書	学校法人至学館コミュニケーション研究所 あいち山車まつり日本一協議会
公益財団法人日本文化財保護協会 紀要	公益財団法人 日本文化財保護協会
アイヌ民族：歴史と現在—未来を共に生きるために— 【小学生用】	公益財団法人アイヌ民族文化財団
アイヌ民族：歴史と現在—未来を共に生きるために— 【中学生用】	公益財団法人アイヌ民族文化財団
【教師用指導書】アイヌ民族：歴史と現在—未来を共に生きるために—	公益財団法人アイヌ民族文化財団
高知市文化財調査報告書第47集 南御屋敷跡 宿泊施設耐震化と増築棟建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書	高知市
高知市文化財調査報告書第49集帯屋町遺跡 高知市役所新庁舎整備に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅰ	高知市
幸手市郷土資料館 令和6年度 特別展 図録 幸手小学校の歴史—資料が受けつぐ明治・大正・昭和の姿—	幸手市教育委員会
特別史跡 遠江国分寺跡—追加調査編—	静岡市磐田市教育委員会
長江崎遺跡第47次発掘調査報告書	静岡市磐田市教育委員会
令和4年度国庫及び県費補助事業に伴う市内発掘調査等事業 静岡県磐田市市内遺跡発掘調査報告書	静岡市磐田市教育委員会
駿河山遺跡	島田市土地開発公社・島田市・パール文化財研究所
令和4年度年報 太地町立くじらの博物館	太地町立くじらの博物館
令和5年度年報 太地町立くじらの博物館	太地町立くじらの博物館
研究紀要第13号 田原の文化第47号	田原市博物館
全国遺跡報告総覧登録マニュアル 2024年9月号	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 企画調整部文化財情報研究室
デジタル技術による文化財情報の記録と利活用 報告タイトル総目録2024	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 企画調整部文化財情報研究室
公立博物館学芸員の就職状況に関する調査報告	中川俊宏
第66回特別展 自然へのまなざし—江戸時代の自然観—	長野市立博物館

書名	発行・編集
長野市立博物館 紀要 第24号 (人文系)	長野市立博物館
長野市立博物館収蔵資料目録 歴史16 善光寺宿本陣藤井家文書	長野市立博物館
人類学博物館紀要第43号/南山大学人類学博物館紀要第43号	南山大学人類学博物館
没後40年・令和6年度秋季特別展 麻田辨自展 花鳥の華やかさと風景の静けさ	南丹市立文化博物館
没後80年・令和6年度春季企画展 大塚春嶺展—歴史画と語絵を巡る優美さ—	南丹市立文化博物館
半田市立博物館 年報・紀要	半田市立博物館
東近江市埋蔵文化財調査報告書第46集 市内遺跡の調査	東近江市
東近江市埋蔵文化財調査報告書第47集 大日講遺跡(2次)	東近江市

4. 収蔵資料の貸出

展示期間	資料名	目的	申請者
R6. 4. 1～ R7. 3. 31	縄生廃寺出土 舍利容器レプリカ	国指定史跡久留倍官衙遺跡ガイダンス施設への常設展示	四日市市

III 文化財保護事業

(1) 埋蔵文化財

1. 埋蔵文化財の保護

開発行為と埋蔵文化財の保護を円滑に実施するため、窓口等において埋蔵文化財包蔵地の照会を行っています。令和6年度に実施した工事立会は以下のとおりです。

【工事立会】

No	調査地	実施日	事業者	工事内容	調査面積	結果
1	朝日町大字縄生字城山 2800番54	令和6年 5月7日	個人	個人住宅	163.92 m ²	遺構・遺物 なし
2	朝日町大字柿字城ノ広	令和6年 12月15日	向陽台自治区	電気設備工事	2.0 m ²	遺構・遺物 なし
3	朝日町大字縄生字城山 2800番69、78	令和7年 1月20日	個人	解体工事	439.87 m ²	遺構なし 土師器片

IV あさひライブラリー

(1) 事業概要

1. 手作り絵本教室

「四角いのびる絵本を作ろう」

日 時： 令和6年7月26日(金) 13:30～16:00

場 所： 視聴覚室

対 象： 3歳以上(小学生低学年以下は保護者同伴)

講 師： 亀山絵本と童話の会

参加人数： 23人

2. 子ども体験教室(博物館と共催)

「KIDS EXPO」

日 時： 令和6年7月21日(日) 〈1部〉10:00～11:10 〈2部〉14:00～15:10

場 所： 視聴覚室

対 象： 小学生(保護者同伴可)

講 師： 当館職員

参加人数： 17人

3. 映画会

「夏休みアニメデー」

日 時： 令和6年8月10日(土) 10:00～15:00

場 所： 視聴覚室

対 象： 幼児～一般

参加人数： 17人

4. おはなし会

◇ボランティア「フォンターナ」さんによる絵本の読み聞かせ(「ぬいぐるみおとまり会」関連イベントとして開催)

日 時： 令和7年2月22日(土) 15:00～15:30

場 所： 視聴覚室

対 象： 幼児～小学生、保護者(ぬいぐるみおとまり会参加者のみ)

参加人数： 18人

◇ボランティア「ぼかぼか絵本」さんによる乳幼児に向けた手遊び及び絵本・紙芝居の読み聞かせ

日 時： 4・6・8・12・2月第4水曜日 10:00～(20分程度)

場 所： 視聴覚室

対 象： 乳幼児、保護者

参加人数： 63人

5. ストーリーテリング

ボランティア「フォンターナ」さんによるストーリーテリング

日 時： 5・8・11・2月第3日曜日 11:00～11:30(11/17は11:00～12:00で開催)

場 所： 視聴覚室

参加人数： 79人

6. こどもの読書週間

2024年・第66回の標語「ひらいてワクワク めくってドキドキ」にちなみ、これまでに貸出数0の本の展示

日 時： 令和6年4月23日(火)～5月12日(日)

場 所： 図書館

7. 読書週間

2024年・第78回の標語「この一行に逢いにきた」にちなみ、印象に残るタイトルの本の展示

日 時： 令和6年11月2日(土)～11月17日(日)

場 所： 図書館

8. 夏休み宿題サポートコーナー

◇夏休みの宿題に役立つ本の紹介・展示・レファレンス等

日 時： 令和6年7月3日(水)～9月1日(日)

場 所： 図書館

◇クイズで朝日町を紹介するコーナー「朝日町のこと知ってるかい？」

日 時： 令和6年7月3日(水)～9月1日(日)

場 所： 図書館カウンター前

9. 図書・雑誌リサイクル会

不用になった図書・雑誌を無償で利用者の方々へ譲渡

日 時： 令和6年11月3日(祝・日) 9:00～15:00

場 所： 視聴覚室

参加人数： 176人

10. ぬいぐるみおとまり会

ぬいぐるみと一緒におはなし会に参加した後、ぬいぐるみを預かり、閉館後の図書館で探検や読書をしている様子を写真に撮影してプレゼント

日 時： 令和7年2月22日(土)～23日(日)

場 所： 視聴覚室

対 象： 幼児～小学生、保護者

参加人数： 10人

11. 子どもの読書活動支援事業

聞かせ屋。けいたろう&川之上健 コラボイベント「絵本deクリスマスパーティー」

日 時： 令和6年12月21日(土) 10:00～10:40

場 所： 視聴覚室

対 象： 子ども、保護者

講 師： 坂口慶氏(読み聞かせ師・絵本作家)、川之上健氏(絵本作家)

参加人数： 47人

(2) 受け入れ概要

1. 職場体験

◇朝日中学校 2年生

日 時： 令和6年5月14日(火)～16日(木)

参加人数： 3人

◇川越中学校 2年生

日 時： 令和6年9月25日(水)～26日(木)

参加人数： 3人

◇朝明中学校 2年生

日 時： 令和6年11月27日(水)～29日(金)

参加人数： 3人

◇富田中学校 2年生

日 時： 令和7年1月21日(火)～23日(木)

参加人数： 1人

2. 施設見学

◇朝日小学校 2年生

日 時： 令和6年11月15日(金)

◇朝日小学校 3年生

日 時： 令和6年6月27日(木)

3. キャリア学習講演会

朝日中学校1年生のキャリア学習にゲストティーチャーとして、当館職員を派遣

日 時： 令和7年2月25日(火)

4. 図書館ボランティア

本の修理(破損資料の修理を行う)

日 時： 毎月2～3回程度 計23回

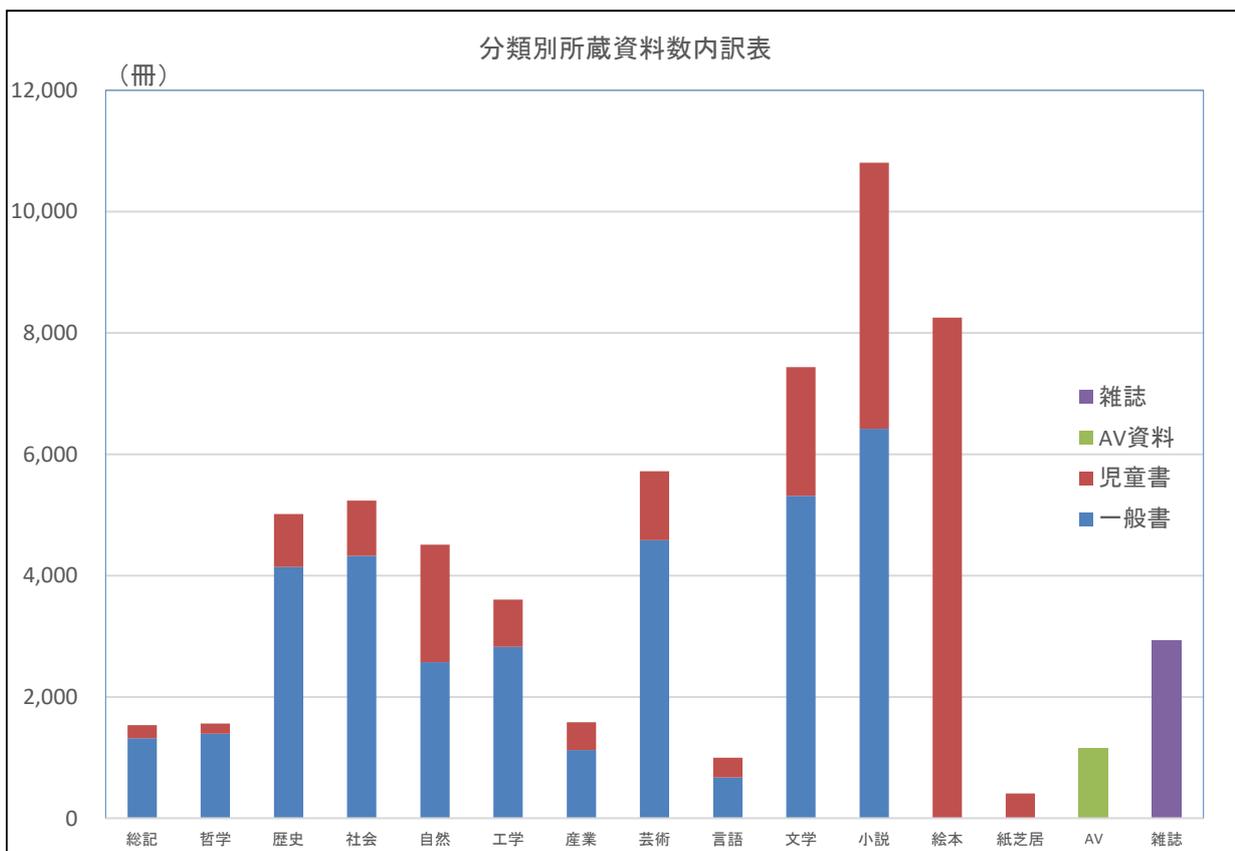
参加人数： 1人

(3)利用状況

1. 分類別所蔵資料数内訳表

単位:冊

	令和7年3月31日現在	所蔵割合%	令和6年3月31日現在	所蔵割合%
0 総記	1,296	2	1,320	2
1 哲学	1,430	2	1,393	2
2 歴史	4,051	7	4,143	7
3 社会	4,214	7	4,323	7
4 自然	2,533	4	2,572	4
5 工学	2,745	5	2,825	5
6 産業	1,119	2	1,127	2
7 芸術	4,555	8	4,585	8
8 言語	672	1	673	1
9 文学	5,394	9	5,316	9
F 小説	6,189	10	6,423	11
一般書合計	34,198	57	34,700	57
K 児童	12,673	21	13,307	22
E 絵本	8,234	14	8,254	14
P 紙芝居	412	1	410	1
児童書合計	21,319	36	21,971	36
AV資料	1,159	2	1,161	2
雑誌	2,935	5	2,937	5
全資料合計	59,611	100	60,769	100

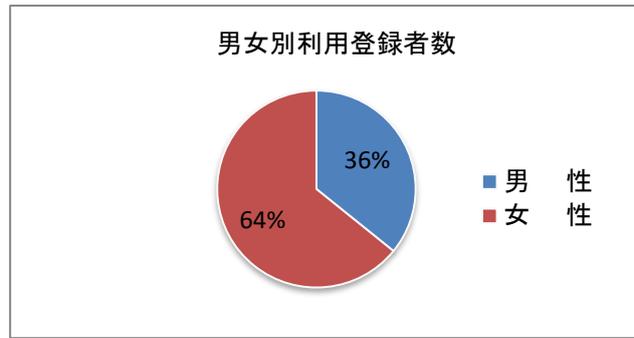


2. 登録者数

単位:人

男 性	2,032
女 性	3,637
合 計	5,669

団 体	20
-----	----

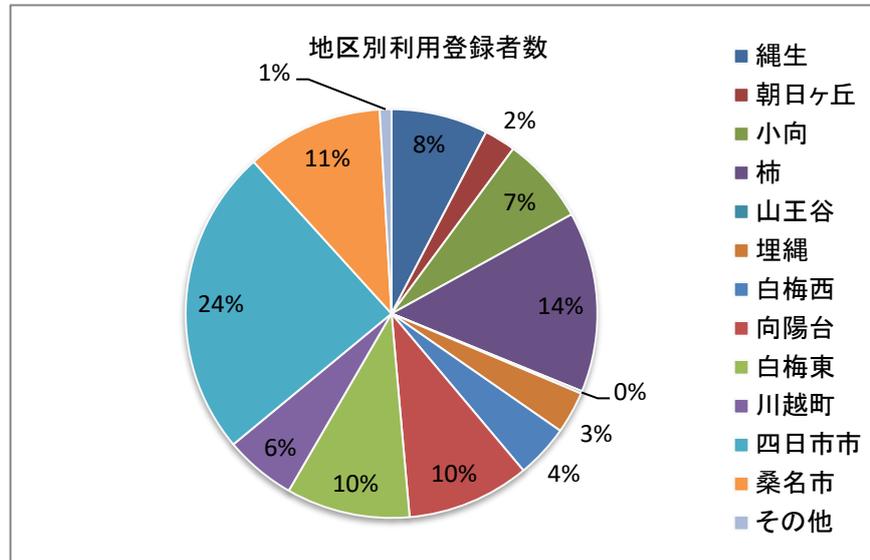


3. 地区別登録者数

単位:人

繩生	431
朝日ヶ丘	140
小向	389
柿	809
山王谷	11
埋繩	188
白梅西	239
向陽台	548
白梅東	551
川越町	319
四日市市	1,382
桑名市	610
その他	52
合計	5,669

団体	20
----	----

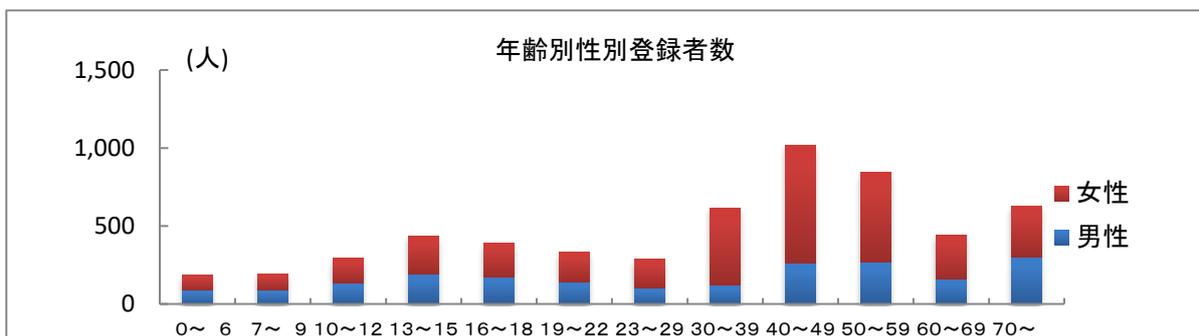


4. 年齢別登録者数

単位:人

	男性	女性	合計
0～ 6	89	97	186
7～ 9	92	103	195
10～12	137	157	294
13～15	191	247	438
16～18	172	216	388
19～22	139	192	331
23～29	102	184	286
30～39	119	498	617
40～49	262	758	1,020
50～59	270	574	844
60～69	158	282	440
70～	301	329	630
合計	2,032	3,637	5,669

団体	20
----	----



5. 分類別貸出冊数

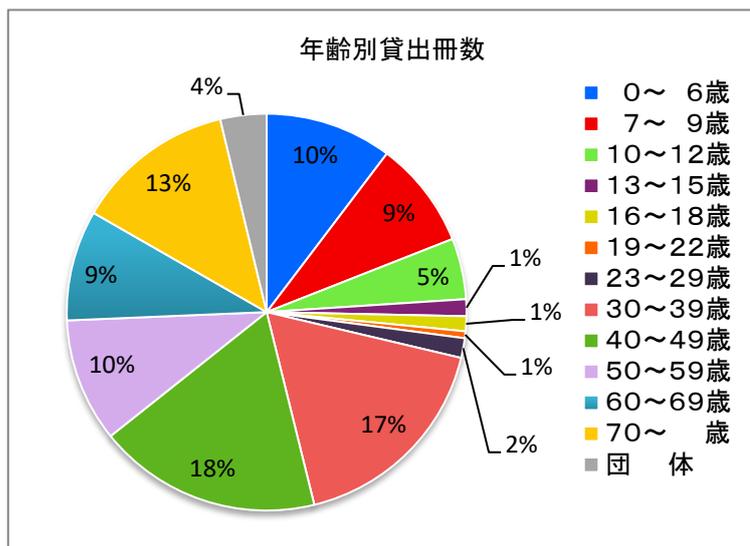
単位:冊

	令和6年度貸出冊数	貸出割合%	令和5年度貸出冊数	前年比%
0 総記	304	0.4	267	113.9
1 哲学	940	1.3	860	109.3
2 歴史	2,731	3.8	2,619	104.3
3 社会	1,702	2.4	1,629	104.5
4 自然	1,525	2.1	1,554	98.1
5 工学	1,524	2.1	1,700	89.6
6 産業	546	0.8	499	109.4
7 芸術	2,497	3.5	2,318	107.7
8 言語	251	0.3	216	116.2
9 文学	1,647	2.3	1,709	96.4
F 小説	11,457	15.9	10,811	106.0
一般書合計	25,124	34.8	24,182	103.9
児童書	16,709	23.1	16,968	98.5
絵本	23,895	33.1	22,175	107.8
紙芝居	285	0.4	311	91.6
雑誌	6,239	8.6	6,967	89.6
全資料合計	72,252	100	70,603	102.3

6. 年齢別貸出冊数

単位:冊

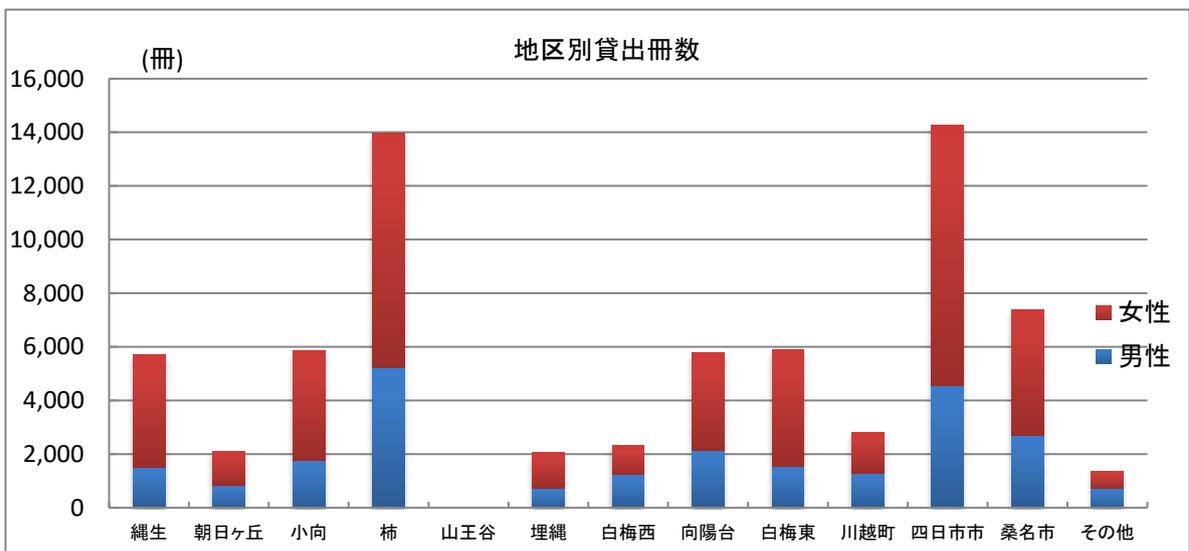
0～6歳	7,425
7～9歳	6,298
10～12歳	3,587
13～15歳	993
16～18歳	878
19～22歳	405
23～29歳	1,159
30～39歳	12,612
40～49歳	13,069
50～59歳	7,278
60～69歳	6,506
70～歳	9,345
団体	2,697
合計	72,252



7. 地区別貸出冊数

単位:冊

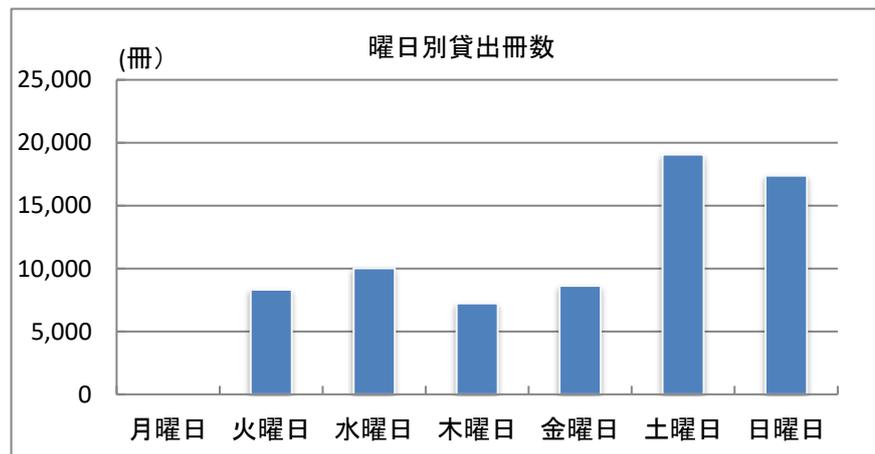
地区	貸出冊数		地区別計	割合(%)
	男	女		
縄生	1,504	4,205	5,709	8
朝日ヶ丘	837	1,278	2,115	3
小向	1,756	4,116	5,872	8
柿	5,208	8,765	13,973	19
山王谷	0	14	14	0
埋縄	706	1,366	2,072	3
白梅西	1,225	1,081	2,306	3
向陽台	2,132	3,645	5,777	8
白梅東	1,546	4,362	5,908	8
川越町	1,268	1,544	2,812	4
四日市市	4,546	9,717	14,263	20
桑名市	2,700	4,687	7,387	10
その他	725	622	1,347	2
団体	—	—	3,011	4
合計	24,153	45,402	72,566	100



8. 曜日別貸出冊数

単位:冊

月曜日	0
火曜日	8,319
水曜日	10,011
木曜日	7,227
金曜日	8,624
土曜日	19,050
日曜日	17,372
計	70,603



9. 月別開館日数・貸出冊数・貸出者数

	開館日数	貸出冊数(冊)	貸出人数(人)
令和6年 4月	23	5,424	1,167
5月	25	5,620	1,256
6月	26	6,167	1,322
7月	24	6,495	1,409
8月	27	8,069	1,697
9月	24	5,761	1,259
10月	17	4,420	942
11月	25	6,145	1,270
12月	21	5,403	1,071
令和7年 1月	22	5,922	1,238
2月	21	5,929	1,298
3月	25	6,897	1,483
合計	280	72,252	15,412

10. 各種サービス利用件数

○予約・リクエスト件数(件)

予約	1,747
内インターネット予約	756
リクエスト	816

○コピー利用件数(件)

利用件数	132
利用枚数	348

○相互貸借件数

図書館名	借受	貸出	図書館名	借受	貸出
三重県立図書館	84	14	伊賀市上野図書館	7	0
桑名市立中央図書館	37	7	名張市立図書館	10	4
ふるさと多度文学館	10	21	尾鷲市立図書館	12	1
長島輪中図書館	5	0	熊野市立図書館	12	1
木曾岬町立図書館	9	9	紀北町紀伊長島図書室	8	0
いなべ市北勢図書館	7	0	紀北町海山図書室	11	0
いなべ市員弁図書館	9	0	紀宝町立図書館	9	0
いなべ市大安図書館	5	6	名古屋市鶴舞中央図書館	1	0
いなべ市藤原図書館	3	0	あま市美和図書館	1	0
東員町立図書館	13	1	稲沢市立中央図書館	1	0
四日市市立図書館	16	13	知多市立中央図書館	1	0
あさけプラザ図書館	7	0	長久手市中央図書館	0	1
四日市市楠交流会館図書室	6	1	日進市立図書館	1	1
菰野町図書館	20	6	武豊町立図書館	1	0
川越町あいあいセンター図書室	10	2	安城市図書情報館	1	0
鈴鹿市立図書館	17	2	蒲郡市立図書館	1	0
亀山市立図書館	15	9	豊川市中央図書館	2	0
津市津図書館	15	5	豊橋市中央図書館	1	0
津市久居ふるさと文学館	3	1	西尾市立図書館	1	0
津市河芸図書館	3	0	岐阜県図書館	1	0
津市芸濃図書館	1	0	岐阜市立中央図書館	3	0
津市美里図書館	6	0	羽島市立図書館	1	0
津市安濃図書館	3	0	各務原市立中央図書館	1	2
津市きらめき図書館	4	1	養老町図書館	1	0
津市一志図書館	5	0	池田町図書館	1	0
津市うぐいす図書館	7	0	関市立図書館	1	0
松阪市松阪図書館	15	3	多治見市図書館	2	0
松阪市嬉野図書館	15	0	富山県立図書館	2	0
多気町立多気図書館	10	3	富山市立図書館	1	0
多気町立勢和図書館	10	0	高岡市立中央図書館	1	0
明和町立図書館	9	2	南砺市立中央図書館	1	0
大台町立図書館	10	3	射水市新湊図書館	1	0
伊勢市立伊勢図書館	12	3	射水市正力図書館	1	0
伊勢市立小俣図書館	10	3	町立上市図書館	1	0
鳥羽市立図書館	9	1	入善町立図書館	1	0
志摩市立図書館	10	6	朝日町図書館	1	0
志摩市立図書館志摩図書室	8	1	三重大学附属図書館	5	0
志摩市立図書館磯部図書室	4	2	富山県立大学附属図書館射水館	1	0
合計			合計	550	135

○視聴覚資料利用件数

単位:件

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
27	35	59	48	74	48	22	27	17	9	17	21	404

11. 定期刊行物資料一覧

【雑誌】

I'm home	隔月刊	(2024年11月号~)	ダイヤモンドZAi	月刊	
AERA	週刊		たくさんのふしぎ	月刊	
美しいキモノ	季刊		旅の手帖	月刊	
栄養と料理	月刊		中央公論	月刊	
eclat	月刊		つり人	月刊	
NHKきょうの健康	月刊		鉄道ファン	月刊	
NHKきょうの料理	月刊		東海ウォーカー	年4回刊	
NHK趣味の園芸	月刊		NAGI	季刊	(~100号)
男の隠れ家	月刊		ナショナル ジオグラフィック 日本版	月刊	
オレンジページ	月2回刊		Number	隔週刊	
かがくのとも	月刊		nicola	月刊	
家庭画報	月刊		日経PC21	月刊	
Can Cam	月刊		日経トレンディ	月刊	
クーヨン	月刊		News week 日本版	週刊	
暮らしの手帖	隔月刊		Newton	月刊	
クロワッサン	月2回刊		non-no	月刊	
芸術新潮	月刊		俳句	月刊	
健康	季刊		HOUSING	隔月刊	(~2024年8月号)
子供の科学	月刊		博物館研究	月刊	
こどものとも 0.1.2	月刊		BE-PAL	月刊	
こどものとも 年少版	月刊		婦人公論	月刊	
こどものとも 年中向き	月刊		プレジデント	月2回刊	
この本読んで!	季刊		文藝春秋	月刊	
サライ	月刊		Pen	月刊	
サンキュ!	月刊		MEN'S NON-NO	月刊	
CNN ENGLISH EXPRESS	月刊		MOE	月刊	
JTB時刻表	月刊		MOTOR MAGAZINE	月刊	
週刊新潮	週刊		山と溪谷	月刊	
ジュニアエラ	月刊		LEE	月刊	
すてきにハンドメイド	月刊		歴史街道	月刊	
ダ・ヴィンチ	月刊		レタスクラブ	月刊	

【新聞】

- 朝日新聞
- 伊勢新聞
- 中日新聞
- 中日スポーツ
- 日本経済新聞
- 毎日新聞
- 読売新聞

【その他】

- 広報あさひ
- あさひ議会だより
- 各種リーフレット(国・県等発行)

12. 各種統計

【基礎数値】	住民人口	11,059 人	
	蔵書冊数	55,517 冊	(雑誌・AV資料除く)
	貸出冊数	69,555 冊	(団体貸出除く)
	貸出者数	15,412 人	
	登録者数	5,669 人	
	朝日町	3,306 人	
	町外	2,363 人	

(令和7年3月31日現在)

1 登録率(朝日町)	$\frac{\text{登録者数(朝日町)}}{\text{住民人口}} \times 100 =$	29.9 %
2 住民人口ひとり当り貸出冊数	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{住民人口}} =$	6.29 冊
3 利用者一回当り貸出冊数	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{貸出者数}} =$	4.51 冊
4 登録者ひとり当り貸出冊数	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{登録者数}} =$	12.27 冊
5 登録者ひとり当り貸出回数	$\frac{\text{貸出者数}}{\text{登録者数}} =$	2.72 回
6 蔵書回転率	$\frac{\text{※貸出冊数(図書のみ)}}{\text{蔵書数}} =$	1.19

※団体貸出を含む図書貸出冊数 66,013 冊

V 諸統計

(1) 施設利用状況

	あさひライブラリー(図書館)		歴史博物館	視聴覚室		学習コーナー	会議室	
	貸出者数	貸出冊数		団体利用			人数	団体数
				観覧者数	団体数	人数		
4月	1,167	5,424	343	2	45	88	3	31
5月	1,256	5,620	115	2	45	91	1	2
6月	1,322	6,167	130	2	45	181	0	0
7月	1,409	6,495	131	3	70	109	1	6
8月	1,697	8,069	223	3	49	156	0	0
9月	1,259	5,761	90	3	70	146	0	0
10月	942	4,420	71	1	30	103	0	0
11月	1,270	6,145	1,380	3	60	157	0	0
12月	1,071	5,403	252	2	45	174	0	0
1月	1,238	5,922	99	4	71	139	0	0
2月	1,298	5,929	100	2	45	229	0	0
3月	1,483	6,897	128	3	55	163	0	0
計	15,412	72,252	3,062	30	630	1,736	5	39

※学習コーナー…2階ギャラリーを学習スペースとして開放

(2) 日誌抄

月	日	内容
4	3	視聴覚室利用(フォンターナ)
	13	会議室利用(松本氏)
	20	視聴覚室利用(将棋教室)
	23	視聴覚室利用(友朋書会)
	24	視聴覚室利用(乳幼児向けおはなし会)
	24	会議室利用(教頭会)
	25	会議室・視聴覚室利用(校長会)
	26	太陽の広場利用(富洲原小学校遠足)
5	1	視聴覚室利用(フォンターナ)
	9	会議室利用(運営協議会)
	11	視聴覚室利用(松本氏)
	14	視聴覚室利用(古文書学習会)
	18	視聴覚室利用(将棋教室)
	19	視聴覚室利用(ストーリーテリング)
	21	視聴覚室利用(友朋書会)
	28	視聴覚室利用(友朋書会)
28	会議室利用(フォンターナ)	
6	5	視聴覚室利用(フォンターナ)
	6	視聴覚室利用(フォンターナ)
	15	視聴覚室利用(将棋教室)
	25	視聴覚室利用(友朋書会)
	26	視聴覚室利用(乳幼児向けおはなし会)
7	3	視聴覚室利用(フォンターナ)
	4	視聴覚室利用(企画情報課)
	3~30	エントランス利用(朝日中学校3年生俳句展)
	5	会議室利用(教育課)
	9	視聴覚室利用(古文書学習会)
	20	視聴覚室利用(将棋教室)
	21	視聴覚室利用(KIDS EXPO)
26	視聴覚室利用(手作り絵本教室)	
30	視聴覚室利用(友朋書会)	
8	1~20	エントランス利用(原爆展)
	1~13	エントランス利用(小向神社写真展)
	7	視聴覚室利用(フォンターナ)
	8	視聴覚室利用(やきものたまご創生塾)
	10	視聴覚室利用(映画会)
	13	視聴覚室利用(古文書学習会)
	14~23	エントランス利用(ええやん里親)
	17	視聴覚室利用(将棋教室)
	18	視聴覚室利用(ストーリーテリング)
	27	視聴覚室利用(友朋書会)
	28	視聴覚室利用(乳幼児向けおはなし会)
	29~31	会議室・視聴覚室利用(博物館実習)

月	日	内容
9	1・3	会議室利用(博物館実習)
	4	視聴覚室利用(フォンターナ)
	17	視聴覚室利用(友朋書会)
	21	視聴覚室利用(将棋教室)
	24	視聴覚室利用(議会)
	26・27	会議室・視聴覚室利用(行政視察研修)
10	5	視聴覚室利用(将棋教室)
	8	視聴覚室利用(古文書学習会)
11	2~30	企画展(展示室)
	3	視聴覚室利用(図書・雑誌リサイクル会)
	3	会議室・駐車場利用(オータムフェス)
	6	視聴覚室利用(フォンターナ)
	7・8	エントランス利用(JIP CM撮影)
	8~19	エントランス利用(税務課)
	11	駐車場利用(朝日小学校避難訓練)
	13	視聴覚室利用(行政視察研修)
	16	視聴覚室利用(将棋教室)
	17	視聴覚室利用(ストーリーテリング)
12	18	駐車場利用(朝日小学校避難訓練)
	19	視聴覚室利用(古文書学習会)
	19	会議室利用(友朋書会)
	1	企画展(展示室)
	7	視聴覚室利用(文化教養講座)
	11	視聴覚室利用(フォンターナ)
	12	会議室・視聴覚室利用(教頭会)
	14	視聴覚室利用(将棋教室)
	21	視聴覚室利用(絵本deクリスマスパーティー)
	24	視聴覚室利用(友朋書会)
25	視聴覚室利用(乳幼児向けおはなし会)	
1	8	視聴覚室利用(フォンターナ)
	14	視聴覚室利用(古文書学習会)
	18	視聴覚室利用(将棋教室)
	21	視聴覚室利用(友朋書会)
31	視聴覚室利用(行政視察研修)	

月	日	内容
2	1～27	エントランス利用(朝日小学校6年生俳句展)
	4	視聴覚室利用(友朋書会)
	5	視聴覚室利用(フォンターナ)
	10	駐車場利用(よつばの里)
	15	視聴覚室利用(将棋教室)
	16	視聴覚室利用(ストーリーテリング)
	22	視聴覚室利用(ぬいぐるみおとまり会)
3	26	視聴覚室利用(乳幼児向けおはなし)
	4	視聴覚室利用(友朋書会)
	4	視聴覚室利用(古文書学習会)
	5	視聴覚室利用(フォンターナ)
	11	視聴覚室利用(三重博物館協会研修会)
	21	駐車場使用(あさひ園)
25	視聴覚室利用(友朋書会)	

VI 運営協議会

(1) 運営協議会

朝日町教育文化施設運営協議会は、施設の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、運営の円滑化のための協力を行う機関として設置されており、委員9名により構成されています。本年度は以下の日程で1回の会議を開催しました。

朝日町教育文化施設運営協議会委員

区分	氏名	備考
歴史博物館部会	安達 芳子	文化財調査委員
歴史博物館部会	稲垣 陽子	文化財調査委員
歴史博物館部会	川崎 隆章	文化財調査委員
歴史博物館部会	樋口 和美 ◎☆	文化財調査委員
歴史博物館部会	樋口 直樹	文化財調査委員
図書館部会	富島 純子	朝日小学校教頭
図書館部会	橋本 憲幸 ○☆	朝日中学校教頭
図書館部会	田中 みわ子	学識経験者
図書館部会	矢野 加津子	図書館ボランティア代表

◎委員長 ○副委員長 ☆部会長

<運営協議会>

第1回 日時：令和6年5月9日(木) 13:30～15:00

事項：1. 役員選出について

2. 令和5年度事業実績報告について

3. 令和6年度事業計画案について

4. その他

Ⅶ 関係法規

○朝日町教育文化施設の設置及び管理に関する条例

平成9年6月20日

条例第12号

改正 平成12年3月17日条例第9号

平成24年3月16日条例第3号

令和4年9月14日条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2並びに図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定に基づき、朝日町教育文化施設の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(目的、名称及び位置)

第2条 町民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、次の施設を設置する。

名称 朝日町教育文化施設

位置 朝日町大字柿2278番地

(館の設置)

第3条 朝日町教育文化施設(以下「施設」という。)内に次の館を設置する。

- (1) 朝日町図書館 [あさひライブラリー]
- (2) 朝日町歴史博物館

(職員)

第4条 施設に必要な職員を置く。

(事業)

第5条 施設は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

2 朝日町図書館 [あさひライブラリー] (以下「図書館」という。)

- (1) 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集、整理及び保存に関すること。
- (2) 図書館資料の貸出しに関すること。
- (3) 読書案内、読書相談及び調査研究に対する援助、図書館資料の利用のための相談に関すること。
- (4) 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及び奨励に関

すること。

- (5) 館報その他の読書資料の発行及び頒布に関すること。
- (6) 時事に関する情報及び参考資料の紹介並びに提供に関すること。
- (7) 他の図書館、学校その他関係機関との連絡及び協力に関すること。
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

3 朝日町歴史博物館(以下「博物館」という。)

- (1) 朝日町の歴史等に関する実物、模型、複製、文献、写真等の資料(以下「博物館資料」という。)を収集し、保管し、及び利用に供すること。
- (2) 博物館資料の利用者に対する説明、助言及び指導に関すること。
- (3) 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究に関すること。
- (4) 博物館資料の保管、展示等に関する技術的研究に関すること。
- (5) 博物館資料に関する解説書、目録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- (6) 博物館資料に関する講演会、研究会等を開催すること。
- (7) 他の博物館、学校その他関係機関との連絡及び協力に関すること。
- (8) その他目的を達成するために必要な事業
(観覧料)

第6条 博物館の常設展示会場における観覧料は、無料とする。ただし、特別な展示がある会場へ入場しようとする者は、1,000円以内で町長が定める観覧料を納付しなければならない。

(特別利用の許可等)

第7条 博物館資料、図書館貴重資料について、学術研究のために熟覧、模造、撮影等を行おうとする者は、あらかじめ朝日町教育委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けなければならない。

(施設の使用等)

第8条 委員会は、第2条の目的に反せず、第5条の事業に支障のない範囲において、施設の視聴覚室、会議室、ビデオ編集室、ギャラリー(以下「視聴覚室等」という。)の使用を許可することができる。

2 前項の規定により、視聴覚室等を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

3 前項の許可を受けた者は、別表で定める使用料を納付しなければならない。

(入館等の制限)

第9条 委員会は、次の各号の一に該当すると認められるときは、施設への入館を拒否し、若しくは退館を命じ、又は第7条及び前条第1項の許可をしない。

- (1) 公安、風俗その他公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 博物館資料、図書館資料又は施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その他管理運営上支障があると認めたとき。

2 委員会は、前2条の許可に施設の管理運営上必要な条件を付けることができる。

(許可の取消し等)

第10条 委員会は、第7条及び第8条第2項の許可を受けた者(以下「使用者等」という。)が次の各号の一に該当すると認めたときは、許可の条件を変更し、又は使用若しくは利用を停止し、若しくは許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 許可の条件に違反したとき。
- (4) その他委員会において特に必要があると認めたとき。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 使用者等は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等)

第12条 使用者等は、既存の設備を変更し、又は特別の設備を使用しようとするときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者等は、その使用若しくは利用を終了したとき又は第10条の規定により取消し等されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用者等が前項の義務を履行しないときは、委員会においてこれを執行し、使用者等がその費用を負担しなければならない。

(損害賠償)

第14条 使用者等は、使用若しくは利用中に建物、附属設備及び資料等を損傷又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別な理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(観覧料及び使用料の免除)

第15条 町長は、特に必要があると認めたときは、観覧料及び使用料を免除することが

できる。

(観覧料及び使用料の還付)

第16条 既納の観覧料及び使用料は、還付しない。ただし、町長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(運営協議会)

第17条 施設の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、図書館法第14条及び博物館法(昭和26年法律第285号)第23条第1項の規定に基づき、施設に朝日町教育文化施設運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、委員会が委嘱する。

3 協議会の委員の定数は、12人以内とする。

4 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に規則で定める。

附 則

この条例は、平成9年7月1日から施行する。

ただし、第6条から第17条までの規定は、教育委員会規則で定める日から施行する。

附 則(平成12年条例第9号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第3号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和4年条例第17号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

(1) 施設使用料

区 分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時 まで	全日午前9時から午後5 時まで
視聴覚室	1,000円	1,000円	2,000円

会議室	1,000円	1,000円	2,000円
ギャラリー	1,000円	1,000円	2,000円
ビデオ編集室	別に定める。	別に定める。	別に定める。

備考 ギャラリーについては、ワークショップギャラリー及び町民ギャラリーにおいて、専じて展示会等に使用する場合につき使用料を徴収する。

(2) 設備器具使用料

区分	使用料(1回一式)
16ミリ映写機	500円
スライド映写機	500円
プロジェクター	1,000円

備考

- (1) 上記使用料は午前、午後の使用時間内を各1回、全日を2回として徴収する。
- (2) 上記に記載のないものについては、その都度、教育委員会が定める。

○朝日町教育文化施設の設置及び管理に関する規則

平成9年10月1日

教委規則第2号

改正 平成12年3月23日教委規則第6号

平成13年9月1日教委規則第4号

平成14年8月1日教委規則第8号

平成15年5月26日教委規則第4号

平成15年7月30日教委規則第5号

平成16年3月24日教委規則第4号

平成19年10月1日教委規則第10号

平成24年3月21日教委規則第3号

平成29年6月21日教委規則第1号

平成31年4月23日教委告示第3号

令和3年6月23日教委規則第4号

令和4年8月25日教委規則第1号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、朝日町教育文化施設の設置及び管理に関する条例(平成9年朝日町条例第12号。以下「条例」という。)第18条の規定に基づき、条例の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 朝日町教育文化施設(以下「施設」という。)に館長を置く。

2 館館長の下に、必要に応じて次長、司書、学芸員及びその他の職員を置くことができる。

(職務)

第3条 館長は、上司の命を受け、館務をつかさどる。

2 主監は、上司の命を受け、館務のうち特定の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

3 次長は、上司の命を受け、館長を補佐し、館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 係長、主任は、上司の命を受け、次長の職務を助け、担当事務を処理する。

- 5 司書及び学芸員は、上司の命を受け、専門的な担当事務に従事する。
- 6 その他の職員は、上司の命を受け、担当の業務に従事する。

(開館時間)

第4条 施設の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、朝日町教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月28日から翌年の1月4日までの日、ただし、12月28日から翌年の1月4日までの日を除き、土、日曜日に重なった場合は休館としない。
- (2) 月曜日
- (3) 毎月末日、ただし、この日が土、日、月曜日の場合は、次の火曜日
- (4) 特別図書整理期間及び特別展示準備期間(毎年10日以内)

(入館者の遵守事項)

第6条 入館者は入館中、次の各号に定める事項を守らなければならない。

- (1) 資料の閲覧は、所定の場所で行うこと。ただし、館長が特別に認めるときは、この限りでない。
- (2) 所定の場所以外で喫煙、飲食、又は火気を使用しないこと。
- (3) 館内においては静粛にし、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 許可を受けずに張り紙をし、又はくぎ類を打つ等、建物その他の物品を損傷又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (5) その他委員会が定める事項及び係員の指示に従うこと。

(特別利用の許可の申請)

第7条 条例第7条の規定に基づき、特別利用の許可を受けようとする者は、朝日町教育文化施設資料特別利用許可申請書(様式第1号)を委員会に提出しなければならない。

(特別利用の許可)

第8条 委員会は、前条の利用許可申請について適当と認めるときは、利用の許可を決定し、朝日町教育文化施設資料特別利用許可書(様式第2号)を交付するものとする。

(使用許可の申請)

第9条 条例第8条第2項の規定により、視聴覚室等の使用の許可を受けようとする者は、朝日町教育文化施設使用許可申請書(様式第3号。以下「使用許可申請書」という。)を委員会に提出しなければならない。

2 使用許可申請書は、使用日が6カ月以後のものについては、これを受理しないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、前項の期間前に受理できるものとする。

(1) 朝日町及び委員会が行う事業又は主催する行事に使用するとき。

(2) その他委員会が特に必要があると認めたとき。

(使用の許可等)

第10条 委員会は、使用許可申請書を受理した場合、その使用目的、内容等を検討し、適当と認めたときは、朝日町教育文化施設使用許可書(様式第4号。以下「使用許可書」という。)を交付するものとする。

2 前項の使用について許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の際、使用許可書を係員に提示し、指示を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第11条 使用者は使用許可の取消し又は変更の許可を受けようとするときは、朝日町教育文化施設使用取消申請書又は朝日町教育文化施設使用変更申請書(様式第5号)に、使用許可書を添えて委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の規定により使用の取消し又は変更を許可したときは、朝日町教育文化施設使用取消許可書又は朝日町教育文化施設使用変更許可書(様式第6号)を交付するものとする。

(使用料の納付)

第12条 使用者は、使用の許可と同時に使用料を納付しなければならない。

2 国又は地方公共団体その他これに類する団体が使用する場合は、前項の規定にかかわらず、別に納付期限を定めることができるものとする。

(使用料の還付)

第13条 条例第16条ただし書の規定により使用料を還付する場合及び還付の割合については、次に掲げるとおりとする。

(1) 災害等特別の事由により、使用者の責めによらない場合において使用できなか

ったとき。 10割

(2) 使用者が、使用日の前7日前までに使用許可の取消し申請をし、許可されたとき。

5割

(3) 使用者が、使用変更を許可された場合において、既納使用料に過納金が生じた場合 過納金の全額

2 前項の還付を受けようとする者は、朝日町教育文化施設使用料還付申請書(様式第7号)に必要な書類を添えて委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、前項の申請について承認したときは、朝日町教育文化施設使用料還付決定通知書(様式第8号)を交付するものとする。

(使用者の遵守事項)

第14条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 使用を許可されていない施設を使用し、又は立ち入らないこと。

(2) 入館者から料金等を徴収してはならない。ただし、資料代等として委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(3) 物品を販売し、又は販売を目的とする催物を行わないこと。ただし、条例第8条に定めのない施設の使用については、委員会が朝日町教育文化施設の使用に関する要綱で許可した者が主催する催物を除く。

(4) 使用中における施設等の管理及び火災防止に努めること。

(職務上の立入り)

第15条 使用者は、係員の職務上の立入りを拒むことができない。

(施設等の損傷の届出)

第16条 使用者は、施設、附属施設等を損傷又は滅失したときは、直ちに理由を付して委員会に届け出なければならない

(損害の賠償)

第17条 博物館資料、図書資料又は施設、設備を破損、汚損若しくは紛失した者は、現品又は損害相当額を弁償しなければならない。

(原状回復の確認)

第18条 使用者は、条例第13条第1項の規定により原状回復をしたときは、係員の確認を受けなければならない。

(使用料の免除)

第19条 条例第15条の規定に基づく使用料の免除の範囲は次のとおりとする。

- (1) 朝日町及び委員会が主催する事業
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の規定による学校(以下「学校等」という。)が学校活動の場として使用する場合
- (3) その他委員会が免除することを適当と認めた場合

第2章 図書館

(館内閲覧)

第20条 館内閲覧は利用手続を必要としない。ただし、貴重資料、書庫の閲覧は係員に申し出てその指示に従わなければならない。

(利用者の資格)

第21条 館外利用できる者は、次の各号の一に掲げる者とする。

- (1) 町内に居住する者、又は三重県内に居住する者で委員会が認めた者
- (2) 町内に勤務場所を有する者
- (3) その他委員会が特に認めた者

(貸出しの手続)

第22条 資料を館外利用しようとする者は、貸出登録申込書(様式第9号)により申請し、図書カード(様式第10号)の交付を受けなければならない。

- 2 図書カードの有効期限は、交付の日から3年間とする。
- 3 資料の貸出しを受けるときは、図書カードを提示しなければならない。
- 4 貸出登録申込書の記載事項に変更を生じたとき又は図書カードを紛失したときは、速やかに届け出なければならない。
- 5 図書カードは、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。これらにより損害が生じたときは、当該図書カードを受けた者がその責任を負うものとする。

(貸出しの制限)

第23条 次の各号に掲げる資料は、館外への貸出しはしない。

- (1) 貴重資料
- (2) 郷土資料
- (3) 各種辞書及び参考資料
- (4) 視聴覚資料
- (5) その他委員会が貸出し不相当と認めた資料

(貸出資料数及び期間)

第24条 貸出し資料数は、10冊以内とする。

2 貸出し期間は14日以内とする。

3 委員会が特に必要と認めたときは、貸出し資料数及び貸出し期間を別に定めることができる。

(資料の返却)

第25条 委員会は、図書館資料を貸出し期間内に返却しなかった者に対し、一定期間図書館資料の利用を停止することができる。

2 図書館資料を貸出し期間を越えて引き続き利用しようとする者は、委員会の承認を受けなければならない。ただし、継続利用は返却期間から14日を限度とする。

(費用弁償)

第26条 委員会は、貸出し期間を経過し、資料返却の督促を受けた者に対し、それに要した費用を弁償させることができる。

(複写の申込)

第27条 資料の複写を求める者は、実費相当額を添えて申し込まなければならない。

(複写の制限)

第28条 次の各号の一に該当する場合は、委員会は複写を認めないことがある。

(1) 著作権法(昭和45年法律第48号)に違反するおそれがあると認められるとき。

(2) 図書館資料以外るとき。

(3) その他委員会が複写を不相当と認めたとき。

(寄贈及び寄託)

第29条 朝日町図書館は、資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2 朝日町図書館に資料を寄贈及び寄託しようとするものは、朝日町図書館資料寄贈(寄託)申請書(様式第11号)を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 委員会は前項の承認をしたときは、朝日町図書館資料受領書(様式第12号)を交付するものとする。

4 資料の寄贈及び寄託に要する経費は、寄贈者又は寄託者の負担とする。ただし、委員会が特別な事由により必要と認めた場合は、委員会が負担する。

5 寄贈を受けた資料は、他の資料と同様の取扱いにより一般の利用に供することができる。

6 寄託された資料は、朝日町図書館の所有に属する貴重資料等と同様の取扱いをする。

7 委員会は、寄託資料が火災等やむを得ない理由により汚損し、破損し、又は亡失し

た場合には、その責めを負わない。

- 8 寄託資料の返還は、寄託者の申出により、朝日町図書館資料受領書と引換えに行うものとする。

第3章 歴史博物館

(観覧の手続)

第30条 委員会が特に必要と認めるときは、特別展示等における優待券、招待券及び前売観覧券を発行することができる。

(観覧料の免除)

第31条 条例第15条に基づく観覧料の免除の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 教育課程に基づく教育活動として、教職員に引率されて観覧する学生、生徒、児童及びその引率者
- (2) 高齢者(70歳以上)、心身障害者及びその介助者
- (3) 朝日町歴史博物館が開催する博物館資料に関する講演会、講習会及び研究会に参加する者
- (4) その他委員会が免除することが適当と認めたる者

(特別利用の制限)

第32条 次の各号の一に該当するときは、特別利用の許可をしない。

- (1) 特別利用によって博物館資料及び図書館貴重資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると委員会が認めるとき。
- (2) 現に博物館資料が展示されているとき。
- (3) 寄託された博物館資料及び図書館貴重資料で寄託者の同意を得ていないとき。
- (4) 著作権がある博物館資料及び図書館貴重資料で著作権の承諾を得ていないとき。
- (5) その他委員会が特別利用をすることが不適当と認めるとき。

(資料の貸出)

第33条 博物館資料は、貸し出すことができない。ただし、当該博物館資料が学術上の調査研究又は教育の普及のために使用され、かつ、取扱い上の安全性が確保されると認められるときは、博物館の運営に支障を来さない範囲において、次の各号に掲げる者に対して、貸し出すことができる。

- (1) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の規定による博物館及び同法第29条の規定による博物館に相当する施設
- (2) 国及び地方公共団体

- (3) 学校等
 - (4) その他委員会が適当と認めた者
- 2 前項ただし書の規定により、博物館資料の貸出しを受けようとする者は、朝日町歴史博物館資料貸出許可申請書(様式第13号)を委員会に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、当該博物館資料が博物館に寄託された資料であるときは、当該資料を寄託した者の承諾書を添付しなければならない。
 - 3 委員会は、前項の許可をしたときは、朝日町歴史博物館資料貸出許可書(様式第14号)を交付するものとする。
 - 4 借受人(第2項の許可を受けたものをいう。以下同じ)は、当該貸出しに伴う一切の費用を負担しなければならない。
 - 5 博物館資料の貸出期間は30日以内とする。ただし、委員会が特に必要と認めたときは、1年以内の範囲で貸出しを許可することができる。

(寄贈又は寄託)

- 第34条 博物館に資料を寄贈又は寄託しようとする者は、朝日町歴史博物館資料寄贈(寄託)申請書(様式第15号)を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 委員会は、前項の承認をしたときは、朝日町歴史博物館資料受領書(様式第16号)を交付するものとする。
 - 3 寄託資料は、博物館所蔵の資料と同様の取扱いをするものとする。
 - 4 委員会は、寄託資料が火災等やむを得ない理由により汚損し、破損し、又は亡失した場合には、その責めを負わない。
 - 5 寄託資料の返還は、寄託者の申出により、朝日町歴史博物館資料受領書と引換えに行うものとする。

第4章 運営協議会

第35条 削除

(協議会の委員長及び副委員長)

- 第36条 条例第17条に規定する朝日町教育文化施設運営協議会(以下「協議会」という。)に、委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によって選出する。
- 2 委員長及び副委員長の任期は、協議会の委員(以下「委員」という。)としての在任期間とする。
 - 3 委員長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務

を代理する。

(協議会の会議)

第37条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、館長の申出により委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第38条 協議会内に次の専門部会を設置することができる。

(1) 図書館部会

(2) 歴史博物館部会

(庶務)

第39条 協議会及び専門部会の庶務は文化課において処理する。

第5章 雑則

(委任)

第40条 この規則に定めるもののほか、管理及び運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(補則)

第41条 施設の処務については、この規則に定めるもののほか、朝日町教育委員会事務局組織規則(平成8年朝日町教委規則第4号)を準用する。

附 則

この規則は、平成9年10月1日より施行する。

附 則(平成12年教委規則第6号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年教委規則第4号)

この規則は、平成13年9月1日から施行する。

附 則(平成14年教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則(平成15年教委規則第5号)

この規則は、平成15年9月1日から施行する。

附 則(平成16年教委規則第4号)抄
(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年教委規則第10号)
(施行期日)

1 この規則は、平成19年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)において、この規則による改正前の朝日町教育文化施設の設置及び管理に関する規則第22条第1項の規定により図書カードの交付を受けた者については、改正後の朝日町教育文化施設の設置及び管理に関する規則第22条第2項の規定に関わらず、当該図書カードの有効期限は、施行日から平成22年11月1日までとする。

附 則(平成24年教委規則第3号)
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成29年教委規則第1号)
この規則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則(平成31年教委規則第3号)
この規則は、平成31年5月1日から施行する。

附 則(令和3年教委規則第4号)
この規則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則(令和4年教委規則第1号)
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

朝日町教育文化施設資料特別利用許可申請書

年 月 日

朝日町教育委員会 様

（申請者）住所
団体名
氏名(代表者)
電話

次のとおり特別利用を許可して下さるよう申請します。

特資 別料 利区 用分 の等	区分	分類番号	整理番号	資	料	名	点	数	備	考
特別利用の日時	年 月 日 時から 時まで									
特別利用の目的										

※立合係員氏名	
※許可の条件	

備考 ※欄には記入しないでください。

様式第 2 号(第 8 条関係)

朝日町教育文化施設資料特別利用許可書

第 号
年 月 日

(申請者)住所

団体名

氏名(代表者) 様

電話

朝日町教育委員会 印

次のとおり特別利用を許可します。

特 資 別 料 利 区 用 分 の 等	区 分	分類番号	整理番号	資 料 名	点 数	備 考
特別利用の日時	年 月 日 時から 時まで					
特別利用の目的						
立合係員氏名						
許可の条件						

備考 この許可書は、特別利用をする際係員に提示し、利用時間中携帯してください。

様式第3号（第9条関係）

朝日町教育文化施設使用許可申請書

年 月 日

朝日町教育委員会 様

(申請者) 住所
 団体名
 氏名(代表者)
 電話

朝日町教育文化施設の使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使用目的	行事の目的		使用予定人員			
	行事の内容					
使用日時 及び 使用施設	年 月 日 (曜)	使 用 施 設 名	使用時間区分			
	・ ・ ()		午前	午後	全日	
	・ ・ ()					
附属設備	16mm映写機	スライド映 写 機	ビデオプロジ ェクター			
持込設備						
使 用 者 責 任 者	住所					
	氏名	電話				

※ 使 用 料	施設使用料	附属設備使用料	合 計
※許可の条件			
※受付年月日	年 月 日	※許可年月日	年 月 日 第 号

備考 ※欄は記入しないでください。

様式第 4 号(第 10 条関係)

朝日町教育文化施設使用許可書

第 号
年 月 日

(申請者)住所

団体名

氏名(代表者) 様

電話

朝日町教育委員会 印

朝日町教育文化施設の使用を次のとおり許可します。

使用目的	行 事 の 目 的		使用予定人員	
	行 事 の 内 容			
使用日時 及 び 使用施設	年 月 日(曜)	使 用 施 設 名	使用時間区分	
	・ ・ ()		午 前	午 後
	・ ・ ()			全 日
附属設備	16mm 映写機	スライド映写機	ビデオプロジェクター	
持込設備				
使 用 者	住所			
責 任 者	氏名 電話 ()			

使 用 料	施設使用料	附属設備使用料	合 計	
許 可 の 条 件				

- 備考 1 朝日町教育文化施設の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則の規定を遵守し、係員の指示に従ってください。
- 2 使用後は、設備等を原状に復し係員の点検をうけてください。

様式第5号（第11条関係）

朝日町教育文化施設使用変更（取消し）許可申請書

年 月 日

朝日町教育委員会 様

(申請者) 住所
 団体名
 氏名(代表者)
 電話

朝日町教育文化施設の使用変更（取消し）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

施設使用許可年月日	年 月 日	施設使用許可番号	第 号
許可を受けた施設名			
使用日時			
行事の名称			
変更（取消し）理由			
変更内容			

※使用料の精算	変更	既納使用料	変更後の使用料		差引使用料
		円	小計	総計	円
	取消し	既納使用料	徴収金	還付金	円
		円	円	円	円
	徴収の理由	朝日町教育文化施設の設置及び管理に関する規則第13条第1項第号の規定により 割を徴収します。			
※受付年月日	年 月 日	※許可年月日	年 月 日		
			第 号		

- 備考1 使用許可書を添付してください。
 2 ※欄は記入しないでください。

様式第 6 号(第 11 条関係)

朝日町教育文化施設使用変更(取消し)許可書

第 号
年 月 日

(申請者)住所

団体名

氏名(代表者) 様

電話

朝日町教育委員会 印

朝日町教育文化施設の使用変更(取消し)を次のとおり許可します。

施設使用許可年月日	年 月 日	施設使用許可番号	第 号
許可を受けた施設名			
使用日時			
行事の名称			
変更(取消し)理由			
変更内容			

	変更	既納使用料	変更後の使用料		差引使用料
			小計	総計	
		円	円	円	円
※使用料の精算	取消し	既納使用料	徴収金	還付金	
		円	円	円	
		徴収の理由	朝日町教育文化施設の設置及び管理に関する規則第 13 条第 1 項第 号の規定により 割を徴収します。		

様式第7号（第13条関係）

朝日町教育文化施設使用料還付申請書

年 月 日

朝日町教育委員会 様

（申請者）住所
団体名
氏名(代表者)
電話

朝日町教育文化施設の使用料の還付を次のとおり請求します。

施設使用許可年月日	年 月 日	施設使用許可番号	第 号
施設使用変更（取消し） 許可年月日	年 月 日	施設使用変更（取消し） 許可番号	第 号
許可を受けた施設名			
使用日時			
行事の名称			
還付請求の理由			
既納使用料	円	還付請求額	円

※受付年月日	年 月 日	※決定年月日	年 月 日 第 号
--------	-------	--------	--------------

備考1 使用許可書又は変更（取消し）許可書と使用料領収書を添付してください。

2 ※欄は記入しないでください。

様式第 8 号(第 13 条関係)

朝日町教育文化施設使用料還付決定通知書

第 号
年 月 日

(申請者)住所

団体名

氏名(代表者) 様

電話

朝日町教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった朝日町教育文化施設使用料の還付については、次のとおり決定しました。

施設使用許可年月日	年 月 日	施設使用許可番号	第 号
施設使用変更(取消し)許可年月日	年 月 日	施設使用変更(取消し)許可番号	第 号
許可を受けた施設名			
使用日時			
行事の名称			
還付請求の理由			
既納使用料	円	還付請求額	円

様式第9号(第22条関係)

貸出登録申込書

1.一般・2.団体

利用者登録番号

登録日

★太枠の中だけ記入して下さい。(※中学生以下の方は保護者名を記入して下さい。)

フリガナ		性別	1. 男 2. 女	
氏名		生年月日	T・S・H・R 年 月 日	
フリガナ ※保護者氏名		電話番号	自宅	() -
			携帯	() -
住所	〒		左記の住所に 1. 在住・2. 在勤・3. その他	
自治区名	※該当する地区に○をつけて下さい。 ・縄生 ・朝日ヶ丘 ・小向 ・柿 ・山王谷 ・埋縄 ・白梅西 ・向陽台 ・白梅東			
	町外	・川越 ・四日市 ・桑名 ・その他		

確認 免・保・学・電・家族・その他 ()

様式第 10 号(第 22 条関係)

図書カード

○表面



○裏面

○本を借りるときは、かならずこのカードをお持ちください。
○カードをなくしたとき、住所・氏名・電話番号などが変わったときはすぐにご連絡ください。
○このカードは他人に貸したり、譲ったりしないでください。
○このカードは長く使用しますので大切にしてください。

このカードを拾われた方は、お手数ですが図書館までご連絡ください。

あさひライブラリー
三重郡朝日町大字柿 2278
☎059(377)6111

様式第11号(第29条関係)

朝日町図書館資料寄贈(寄託)申請書

年 月 日

朝日町教育委員会 様

(申請者)住所
団体名
氏名(代表者)
電話

下記のとおり図書資料等を寄贈(寄託)したいので申します。

記

1 寄贈・寄託資料

資料名(書籍名)	著者名	出版社名	数量
備考			

2 寄託期間

年 月 日 ~ 年 月 日

様式第 12 号(第 29 条関係)

朝日町図書館資料受領書

第 号
年 月 日

(申請者)住所

団体名

氏名(代表者) 様

電話

朝日町教育委員会 印

下記のとおり資料を受領します。

記

1 寄贈・寄託資料

資料名(書籍名)	著 者 名	出 版 社 名	数 量	分 類
備 考				

2 寄託期間

年 月 日 ~ 年 月 日

様式第13号（第33条関係）

朝日町歴史博物館資料貸出許可申請書

年 月 日

朝日町教育委員会 様

(申請者) 住所
団体名
氏名(代表者)
電話

次のとおり博物館資料の館外貸出を許可して下さるよう申請します。

博物館資料 館外貸出する	分類番号	整理番号	資 料 名	点 数	備 考
貸出する期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
貸出利用する目的					
利 用 方 法					
運 搬 方 法					
立 合 係 員 氏 名					
※許 可 の 条 件					

備 考 ※欄には記入しないでください。

様式第 14 号(第 33 条関係)

朝日町歴史博物館資料貸出許可書

第 号
年 月 日

(申請者)住所

団体名

氏名(代表者) 様

電話

朝日町教育委員会 印

次のとおり博物館資料の館外貸出を許可します。

館外貸出資料	分類番号	整理番号	資 料 名	点 数	備 考
貸出する期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
貸出利用する目的					
利用方法					
運搬方法					
立合係員氏名					
許可の条件	1 申請の目的以外に使用しないこと。 2 資料等に損傷を与えた場合は、その損害を弁償すること。 3 資料等の写真を掲載、収録、展示等に使用する場合は、「朝日町歴史博物館蔵」の旨明記すること。				

様式第15号（第34条関係）

朝日町歴史博物館資料寄贈（寄託）申請書

年 月 日

朝日町教育委員会 様

（申請者）住所
団体名
氏名(代表者)
電 話

下記のとおり資料を寄贈（寄託）したいので申請します。

記

1. 寄贈・寄託資料

資 料 名	数 量	形 状・寸 法 等
備 考		

2. 寄託期間

年 月 日 ～ 年 月 日

様式第 16 号(第 34 条関係)

朝日町歴史博物館資料受領書

第 号
年 月 日

(申請者)住所

団体名

氏名(代表者) 様

電話

朝日町教育委員会 印

下記のとおり資料を受領します。

記

1 寄贈・寄託資料

資 料 名	数 量	形 状 ・ 寸 法 等
備 考		

2 寄託期間

年 月 日 ~ 年 月 日

令和6年度

年報

編集・発行 朝日町教育文化施設

〒510-8103 三重県三重郡朝日町柿 2278

電話 059-377-6111

発行年月日 令和8年2月28日
